

## Sensing Solution アイデアソン・ハッカソン 2023 参加同意書

私は、公益社団法人計測自動制御学会システムインテグレーション部門及びソニーセミコンダクタソリューションズ株式会社（以下、総称して「主催者」といいます）が開催する「Sensing Solution アイデアソン・ハッカソン 2023」（以下「本イベント」といいます）への参加にあたり、以下の事項について同意いたします。

### （目的）

第1条 本イベントは、参加者が多様な視点・知識・技術等を持ち寄って共にアイデアを創出し、イノベーションを起こすことにより、IoT を利用した社会課題解決及び生活を豊かにする活用方法を探索することを目的としています。

### （参加者の秘密情報）

第2条 本条以降において用いられる以下各号の用語の意味を次の通り定義します。

(1) 「発表」とは、本イベントでの発表会（オンライン開催含む）において、参加者が自らの成果物を発表することをいいます。かかる発表会は、2023年12月17日の開催を予定しておりますが、主催者の裁量により変更する場合があります。

(2) 「提出」とは、上記発表会への出場可否について審査を受けることを目的として、参加者が成果物を主催者に対し提出することをいいます。

(3) 「本成果物」とは、参加者が本イベントにおいて自らが提出又は発表した一切の成果物をいいます。本成果物は、参加者が審査のために提出する「中間成果物」及び審査合格後に発表会において発表する「最終成果物」に分かれるものとします。

2. 参加者は、本成果物の取扱いに関する第3条及び第4条の定めを十分に理解したうえで、秘匿しておきたい秘密情報を本イベントにおいて提出・発表しないよう留意してください。参加者が、本イベントでの提出・発表内容に関し、秘密の取扱いを希望する場合は、事前に主催者に通知し、その対応について協議するものとします。ただし、かかる対応について主催者と合意されない限り、当該情報は秘密情報として取り扱われないものとします。

### （成果物）

第3条 本成果物に関する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権その他一切の権利は、作成した参加者自身に帰属するものとします。参加者は、本イベントでの提出・発表に先立ち、知的財産権の出願・登録等の適切な保護措置を行っておくものとします。なお、参加者は本イベントで発表した内容に関する知的財産権に関して、ソニーセミコンダクタソリューションズ株式会社又はその関連会社が実施を望む場合、合理的な利用条件を協議するものとします。

2. 前条の規定に基づく秘密情報の取扱いに関する主催者との合意がない場合又は参加者により前項の保護措置が実施されない場合、参加者が本イベントにおいて発表した本成果物は、主催者、他の参加者及び本イベントの閲覧者を含む第三者等により、自由に利用されることがあります。
3. 主催者は、本イベントに関する成果物について、別途主催者が指定する方法で公開することを参加者に対しお願いするがあります。かかる公開の可否や条件等は、別途主催者及び参加者間で協議の上、取り決めるものとします。

(公表・情報の取扱い等)

第4条 主催者は最終成果物を、本イベント（将来開催される同様のイベントを含む）の広報活動・結果発表及び本イベントで主催者が提供する製品・サービスの宣伝広告活動の目的のために、ウェブサイト（SNSを含む）やチラシ、パンフレット、書籍、論文等の媒体（以下「各種媒体」といいます）への掲載を含めて、無償で自由に公表し、且つ、第三者に対し公表を許諾することができるものとします。

2. 主催者は、本イベントの様子を撮影・録画し、これらの撮影物（写真・動画・音声含む）を、前項に記載する目的のほか、本イベント（将来開催される同様のイベントを含む）の広報活動を目的として、各種媒体において無償で公表・掲載・配信することができます。チーム名、参加者の氏名及び肖像等も公表されることを、参加者はここに承諾するものとします（特に本イベントの発表会については、YouTubeによるライブ配信を予定しておりますので、上記承諾は発表会がライブ配信されることへの承諾を含むものとします）。
3. 本イベントにおける個人情報の取扱いについては、「Sensing Solution アイデアソン・ハッカソン2023における個人情報の取扱いについて」（[https://sensing-solution-hackathon-materials.sonyged.com/SensingSolution2023\\_pp.pdf](https://sensing-solution-hackathon-materials.sonyged.com/SensingSolution2023_pp.pdf)）が適用されるものとします。

(主催者の秘密情報)

第5条 本イベントにおいて、主催者が参加者に対し、秘密であることを明示した秘密情報（他の参加者の秘密情報を含みます）を開示した場合、参加者はその秘密情報の取扱いに関し、主催者の指示に従うものとします。

(権利侵害の禁止)

第6条 参加者は、本イベントにおける発表及び本成果物に関し、法令及び公序良俗に違反せず、また、第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害してはならないものとします。

(本イベントの目的に反する行為の禁止)

第7条 参加者は、第1条に定める本イベントの目的を理解したうえで参加するものとし、自らが行う制作活動又はアイデアの創出が、身体・生命・財産を毀損する行為、人権を侵害する行為、軍事・安全保障に関連する等、本イベントの目的に合致しないと主催者が合理的に判断する場合又は参加者が本同意書の規定に違反した場合、参加資格の取消（将来開催される同様のイベントへの参加取消含む）や本成果物の公表の停止等の必要な措置を主催者が講じることができることをあらかじめ承諾します。

(規則・指示等の遵守)

第8条 参加者は、本イベントが行われる施設の設備、機械、装置、工具及びその他本イベントの開催に関連する設備等（以下、総称して「設備等」といいます）の利用について、設備等の所有者若しくは管理者又は主催者の規則・指示に従ってください。参加者が故意又は過失により、設備等に損傷を与えた場合、その修理・交換費用等を含め、設備等の所有者・管理者、主催者その他第三者に生じた損害を賠償していただく場合があります。

(保証)

第9条 参加者は、本成果物の制作活動の結果、制作活動の対象となる製品の製造会社、販売会社、その他製品保証を受けている会社等による保証の対象外となる可能性があることを十分に理解しているものとします。

(免責)

第10条 本イベントの準備や参加等に関連して事故等により参加者が生命身体又は財産上の損害を被った場合、その損害は参加者自身が負担し、主催者に対して何ら請求しないものとします。ただし、かかる損害の発生につき主催者に故意又は重過失が存在する場合はこの限りではありません。

(責任)

第11条 参加者が、本同意書の定めに違反し、主催者又は他の参加者を含む第三者に対し損害を与えた場合は、自らの責任と負担によりこれを解決し、主催者に対して一切迷惑をかけず、損害の賠償等を請求しません。

(反社会的勢力の排除)

第12条 参加者は、主催者に対して、次の各号について表明し、保証します。

(1) 過去及び本イベント期間中において、自らが反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋、社会運動標ぼうゴロ等）をいい、これらと密接な関係を有する者を

含みます)に該当しないこと

(2) 自ら又は第三者を利用して、主催者又は関係者に対して、暴行・傷害・脅迫・恐喝・威圧等の暴力的若しくは脅迫的行為又は虚偽の風説の流布や偽計などの詐術的手法を用いた要求、合理的な範囲を超える不当な要求、業務の妨害、名誉・信用の毀損等を行わないこと

(その他)

第13条 参加者は、本イベントの開催・運営方法につき、本同意書において定めのないものについては、主催者からの指示に従うものとします。

2. 本イベント又は本同意書に関連して参加者と主催者との間に疑義又は紛争が生じたときは、両者はその都度誠意をもって協議し解決するものとします。かかる協議によって解決できない場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。